

平成21年（行ウ）第153号 政策調整義務付け請求事件

原告 竺原光江

被告 国

答 弁 書

平成21年6月9日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告指定代理人	三	村	仁
	山	本	浩
	南		雅
	高	原	慎
	秋	沢	陽
	佐	藤	真紀
	大	谷	美穂

(送達場所)

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部山本あて

(電 話 03-5213-1397)

(FAX 03-3515-7307)

第1 請求の趣旨に対する答弁（本案前の答弁含む。）

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第1項に係る訴えを却下する
- 2 原告のその余の請求を棄却する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由（請求の趣旨第1項に係る訴えの適法性）

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第1項に係る訴えは、行政機関たる公正取引委員会（内閣府設置法49条1項、64条参照）に対し、同じく行政機関たる経済産業省資源エネルギー庁に対する政策調整（内閣府設置法58条8項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）27条の2）の義務付けを求めるものと思われる。
- 2 ところで、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項に規定されている義務付けの訴えは、一定の場合において、「行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟」をいい、義務付けを求める行為は、「処分又は裁決」でなければならないところ、上記政策調整は、公正取引委員会が、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べるものであり、「処分又は裁決」に当たらないことは明らかである。
- 3 したがって、請求の趣旨第1項に係る訴えは不適法であるから却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1 請求の原因1について

- (1) 1文目について
認める。
- (2) 2文目ないし4文目について
不知。
- (3) 5文目について

原告が、平成20年7月4日付け「資源エネルギー庁による公正取引法違反について」と題する書面、同年10月3日付け審査請求書と題する書

面を、それぞれ公正取引委員会に提出したこと、公正取引委員会が経済産業省へ働きかけを行っていないことは認めるが、その余は否認する。

公正取引委員会は、平成20年7月4日付け書面に対しては、同年9月26日付け通知書を発出し（甲第2号証）、同年10月3日付け書面に対しては、申告処理審理会において検討し、原告に対して同年12月5日付け回答書を発出している（甲第4号証）。

(4) 6文目について

否認する。

(5) 7文目について

「公正取引委員会が何もしないことは行政庁の不作为である」とする点は否認ないし争い、その余は不知。

(6) 8文目以下について

8文目は認否の要を認めない。

9文目以下について、同年12月8日、公正取引委員会において「公正取引委員会は、事業者を対象としている」、「政策調整は行う」と説明したとする点、平成21年3月10日、公正取引委員会丸山課長補佐が原告に対し、「何もしない」と回答したとする点は否認し、その余はおおむね認める。

なお、原告が提出した「資源エネルギー庁による公正取引法違反について」と題する書面は、2008年7月9日付けではなく、同月4日付けであった。

2 請求の原因2について

行訴法3条5項が、訴状記載のとおり規定していることは認めるが、その余は争う。

3 請求の原因3について

原告が説明を求めている事項は、そもそも、原告の請求の趣旨との関連性が不明であり、回答の要を認めない。

4 請求の原因4について

知らないし争う。

第4 被告の主張

- 1 請求の趣旨第2項に係る請求は、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償請求であると解されるところ、国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別に国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任じることを規定するものである」（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ等）から、公務員の行為が国賠法1条1項にいう違法と評価されるためには、その公務員が損害賠償を求めている国民に対して個別具体的な職務上の法的義務を負担し、かつ、当該行為がその職務上の法的義務に違背してされた場合でなければならないと解するのが相当である。
- 2 この点、原告は、資源エネルギー庁が、原子力の発電コストを著しく安くみせるなどして、原子力政策ばかりを偏って推進し、再生可能エネルギー業者に対し、RPS法という電力会社を重要視した法律を定め、再生可能エネルギーの普及を妨げているなどと主張し、このような状況にもかかわらず、公正取引委員会が資源エネルギー庁に対して政策調整を行わないことにより原告が精神的損害を被った旨主張する（訴状1, 5ページ）。

しかしながら、公正取引委員会が行う政策調整は、各省庁が経済法令を制定するなどにあたって、必要に応じて競争政策上の観点から調整し、意見を述べたりするものであるところ、原告が求める政策調整は、原告の個人的利益を保護するためのものでなく、公益上の見地に立って行われるものであるから、その政策調整を行わなかったとしても、個々の国民に対する関係において国賠法1条1項にいう違法な行為といえないことは明らかである。
- 3 したがって、原告が主張する内容について、公正取引委員会が原告が主張するような政策調整を行わなかったとしても、職務上の法的義務違反行為であるとはいえないから、原告の主張には理由がない。

第5 結語

以上のとおり、原告の請求は不適法または理由がないものであるから、速やかに却下ないし棄却されるべきである。